

保険金請求のお手続きについて

保険金の請求につきましては、ホームページから保険金請求用紙を取り寄せていただき、以下のStep1～3の手順でお手続きをお願い申し上げます。

Step1. 保険金請求用紙へのご記入

- 記入例をご参考に保険金請求用紙の太枠内に必要事項をご記入ください。
- お手数ですが、裏面もご記入をお願いします。

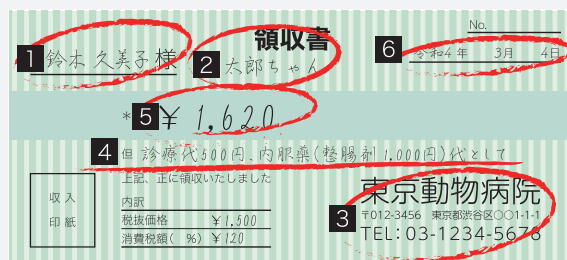
Step2. 診療明細書(または領収書)のご用意

- 動物病院が発行した「診療明細書(領収書)」に以下の6項目が記載されているかご確認ください。全て記載されている場合は、Step3にお進みください。

必要項目	
1 被保険者さまのお名前	4 詳細な診療項目および各項目の金額
2 ペットちゃんのお名前	5 合計金額
3 病院さまのお名前・ご連絡先(所在地または電話番号)	6 受診日(年月日)

- 診療明細書(領収書)に上記項目のいずれかが記載されていない場合、動物病院にお願いして、診療明細書(領収書)の余白あるいは裏面に、必要事項を記入・捺印してもらってください。

領収書 例



レシート 例(必要項目 1 2 が不足し、追記)



Step3. 保険金請求用紙と診療明細書の投函

上記Step1・2の請求書類がそろいましたら、同封の返信用封筒にてご送付ください。原則として、請求書類完備後の20日以内に保険金をお支払いします。

※請求書類の記載に必要な項目の不足など不備がある場合は、請求書類を返却させていただき、不足分の追記をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

➡ 裏面の「保険金をお支払いできない主な場合」もご確認ください。

お問い合わせ先
お客さまサービス部

無料通話
ダイヤル

0120-335-573

受付時間: 平日9:30～17:30
(土・祝日および年末年始の弊社休業日を除く)

ペットサポートの
PS保険
ペットのグランドヘルス

<保険金をお支払いできない主な場合>

主に、下表に該当する場合は、保険金をお支払いできません。

ただし、2番の「ワクチン等の予防措置により予防できる病気」につきましては、当該疾病の発病日がその予防措置の有効期間内であった場合は保険金をお支払いしますので、ワクチン接種の証明書を(コピー可)併せてご送付ください。

※下表以外にも「お支払いできない場合」があります。詳細は、重要事項説明書・普通保険約款をご確認のほどお願い申し上げます。

1	既往症・先天性異常など	<ul style="list-style-type: none"> ・保険始期日前に既に発生していたケガまたは病気 ・保険始期日前に発生・発病していたケガまたは病気 ・保険始期日前に発生・発病・治療していたケガや病気について、正しく告知して申込みされた契約であっても、保険金のお支払いができないケースがあります。 ・股関節形成不全等の遺伝性疾患 ・先天性異常(保険始期日前に獣医師の診断により既に発見されている場合に限りです。)
2	<u>ワクチン等の予防措置により予防できる病気</u>	<p>犬パルボウイルス感染症、ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、アデノウイルス2型感染症、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ感染症カニコラ型、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症、狂犬病およびこれらに起因する病気 (当該疾病の発病日がその予防措置の有効期間内であった場合は除きます。)</p>
3	予防に関する費用など	<ul style="list-style-type: none"> ・予防目的の診療費 ・ワクチン接種費用 ・その他の疾病予防のための検査、投薬
4	ケガまたは病気にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ・健康体に施す外科的手術その他の医療、検査処置および、それらの処置によって生じた身体障害(被保険動物の正常な妊娠、出産、帝王切開(母体救命措置の場合を除く)、早産、流産および人工流産、不妊手術、去勢手術、爪切り(狼爪の除去を含む)、停留辜丸、臍ヘルニア、乳歯遺残、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、疾病予防のための薬・注射費用)
5	検査・代替医療など	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断 ・漢方、針灸、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置
6	診療(診察または治療)にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ・食物、療法食、サプリメント、ビタミン剤等の健康食品、漢方薬(医薬品を除く)の費用 ・シャンプー代を含む入浴費用、イヤークリーナー費用(医薬品を除く) ・医薬部外品の費用 ・ペットの移送費、ペットホテルまたは保管のための費用 ・休日診療費用、時間外診療費、予約外診療費、往診費 ・診断書等の証明書類の文書作成費用 ・医薬品の配送費用 ・カウンセリング、相談、指導の費用 ・被保険動物の診療に付き添った者が負担した交通費等の付添費用 ・検査の結果、治療または投薬を行われなかった場合の検査費用